三　坑水の処理施設の設置及びその施設の維持管理の事業にあつては、次の式により算定すること。

$$a_3 = (C_3 - T_3) \times \frac{y_3}{Y_3}$$

この式において、a_3、C_3、T_3、y_3及びY_3は、それぞれ次の値を表すものとする。

a_3　当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額

C_3　鉱害防止事業に必要な費用の額

［削る］

T_3　当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額

y_3　十二（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、当該年度の四月からその使用の終了を予定している月までの月数）

Y_3　次の表の上欄に掲げる坑道に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

令和二年四月一日前に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が令和二十二年三月以後であるもの（当該年度の四月一日が令和二十二年三月三十一日前である場合に限る。）	当該年度の四月から、令和二十二年三月までの月数
令和二年四月一日以後に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が、当該坑道が設置された年月から起算して二百四十月を経過した日以後であるもの（当該年度の四月一日が、当該坑道が設置された年月から起算して二百四十月を経過していない場合に限る。）	当該年度の四月から、坑道が設置された年月から起算して二百四十月を経過した年月までの月数
その他の坑道	当該年度の四月から坑道の使用終了予定年月までの月数

四　第一号から第三号までの規定により算定された額に、第二十一条第一項第十号に規定する積立計画に定められた額から第一号から第三号までの規定により算定された額を減じた額（当該額が負になる場合にあつては、零とする。）を上限として産業保安監督部長が適当と認める額を加算することができる。

2　前項の規定により算定した数値が負の値となるときは、当該年度の鉱害防止積立金の額は零とする。

3　第一項の規定により算定した数値に千未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

［新設］

三　坑水の処理施設の設置及びその施設の維持管理の事業にあつては、次の式により算定すること。

$$a_3 = C_3 \times \frac{r}{R} - T_3$$

この式において、a_3、C_3、r、R及びT_3は、それぞれ次の値を表すものとする。

a_3　当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額

C_3　鉱害防止事業に必要な費用の額

r　坑道が設置された年月（昭和四十八年七月一日前に設置された坑道にあつては、昭和四十八年七月）から当該年度末（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、その使用を終了する月）までの月数

R　坑道が設置された年月（昭和四十八年七月一日前に設置された坑道にあつては、昭和四十八年七月）から坑道の使用終了予定年月までの月数

T_3　当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額

［新設］

2　前項第一号、第二号又は第三号の式により算定した数値が負の値となるときは、当該年度の鉱害防止積立金の額は零とする。

3　第一項第一号、第二号又は第三号の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

［新設］